

野々市市自殺対策計画

～いのち支える野々市市～

(2019年度～2023年度)

平成31年3月

野々市市

はじめに



我が国の自殺対策は平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、社会全体の問題として取り組まれています。本市においてもこれまで自殺対策に取り組んでまいりました。

平成28年3月に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられたことを機に、平成29年7月に自殺総合対策大綱の見直しにより、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して国を挙げて自殺対策に取り組む方針が打ち出されました。

このことを踏まえ、本市においても野々市市自殺対策計画を策定し、自殺対策をより一層推進していくことといたしました。

自殺は、その多くが精神的に追い込まれた末の行為であることを認識し、一人ひとりのかけがえのない命を守るためにも、そのような状況に追い込まれることがないように、日頃から困ったときに身近な人に相談ができる関係づくりをこころがけ、地域の見守りや支援体制が充実することで、共に支え合うまちの実現に向けて、今後も取り組んでまいりたいと思います。

本計画に込められた、生きることへの充実した支援体制を築くことを理念に、関係機関との連携を図りながらこの計画を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました野々市市自殺対策協議会委員の皆様はじめ、ご協力をいただきました関係各位に深く感謝と御礼を申し上げます。

平成31年3月

野々市市長 栗 貴 章

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 自殺の現状と課題

- 1 自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 自殺者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 年代別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (4) 原因・動機別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 現状からみた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標

- 1 施策の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 施策の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第4章 施策の推進方策

- 1 計画の推進体制と取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 施策と取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 基本施策1 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・ 18
 - 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・ 22
 - 基本施策3 住民への啓発と周知・・・・・・・・ 23
 - 基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・ 25
 - 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する支援・・・・ 27
 - (3) 施策と目標値一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

資料編

- 主な相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 野々市市自殺対策協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 野々市市自殺対策協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、平成15年には過去最多となる3万4千人余りまで増加しました。その後は減少傾向にありますが依然として高い水準で推移しています（図1）。

国においては、平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成19年には、自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が閣議決定されました。自殺総合対策大綱は、平成24年に見直され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目標とし、地域レベルの実践的な取組みを中心とする自殺対策へ転換していくこととなりました。その後、平成28年に自殺対策基本法が改正され、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務が定められました。

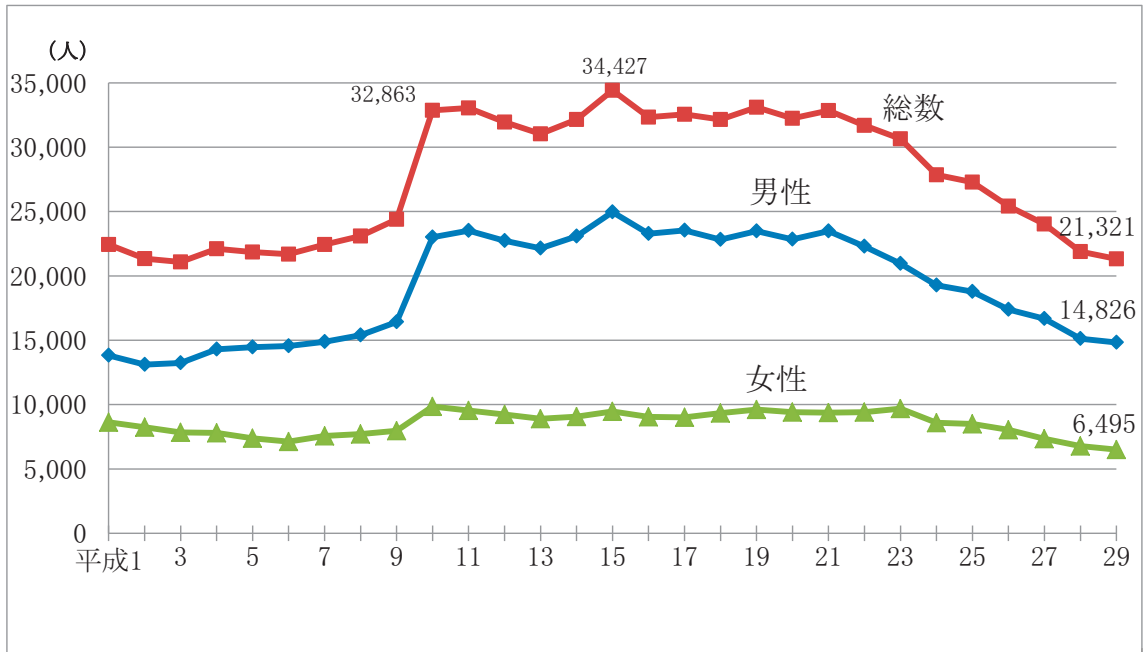
市町村においては、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案し、自殺対策計画を策定することとされました。

平成29年には「自殺総合対策大綱」が見直され（図2）、基本理念において、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとするのが掲げられています。

本市においても、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき取組みを行ってきたところです。今回、自殺に関する現状や課題分析を行い、新たに自殺対策計画を策定しました。

今後は、本計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して計画的に取組みを推進していきます。

図1 自殺者数の推移（国全体）



資料：警察庁統計

図2 自殺総合対策大綱の概要

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 生きることの**包括的な支援**として推進する
- 関連施策との**有機的な連携**を強化して総合的に取り組む
- 対応の段階に応じて**レベルごとの対策**を効果的に連動させる
- 実践と啓発を両輪として推進する
- 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
- 社会全体の自殺リスクを低下**させる
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 遺された人への支援を充実する
- 民間団体との連携を強化する
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
- 勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における**計画的な自殺対策の推進**
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し

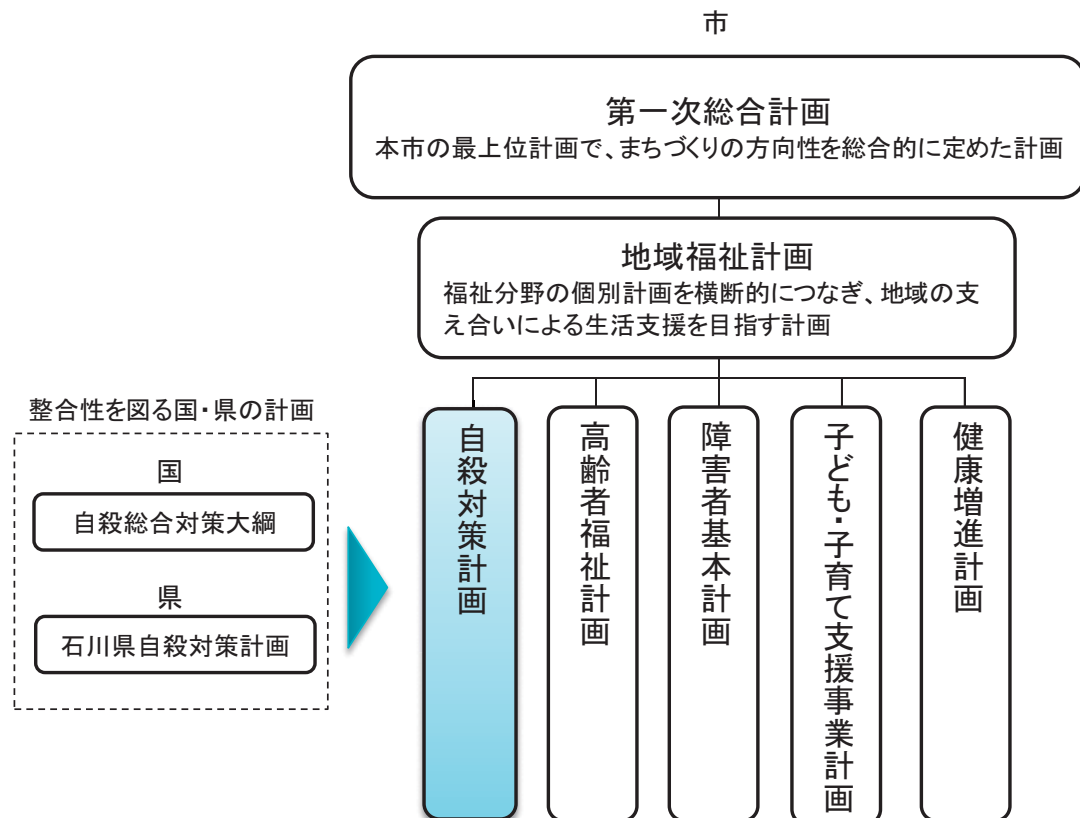
資料：厚生労働省

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく、「市町村自殺対策計画」です。そのため、国や県の方針を踏まえて施策を展開するものとし、国の「自殺総合対策大綱」、県の「石川県自殺対策計画」との整合性を図ります。

また、本計画は、本市の最上位計画である「野々市市第一次総合計画」との整合性を図り「地域福祉計画」「高齢者福祉計画」「障害者基本計画」「健康増進計画」等の関連する個別計画と連携し、効率的かつ効果的に施策を推進します（図3）。

図3 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの 5 年間とします（図 4）。

ただし、社会情勢の変化などにより、計画内容の変更が必要になった場合は、計画期間中であっても適宜、見直しを行います。

図 4 計画の期間

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国	自殺総合対策大綱（2017～2021年度）						
県		石川県自殺対策計画（2018～2022年度）					
市			野々市市自殺対策計画（2019～2023年度）				

第2章 自殺の現状と課題

1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、平成 21 (2009) 年に 14 人まで増加し、平成 22 (2010) 年以降は減少の後、横ばいで推移し、平成 29 (2017) 年には 3 人となっています (表 1、図 5)。

性別の自殺者数では、女性よりも男性が多く、男性の自殺者数が全体の約 7 割を占めています。

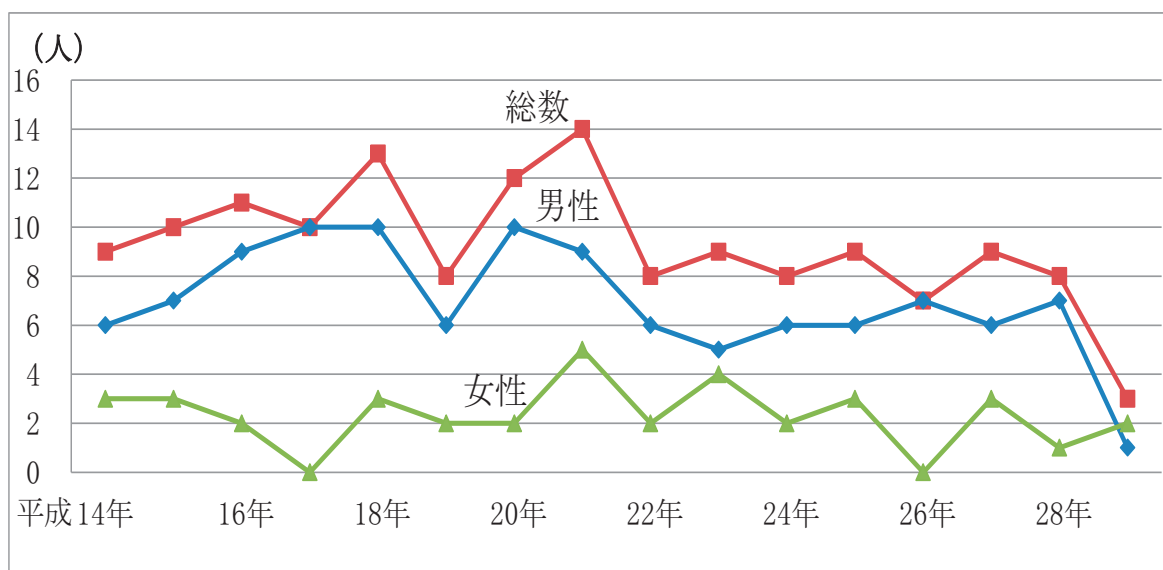
表 1 自殺者数・男女別の推移 (野々市市)

(人)

平成	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
総数	9	10	11	10	13	8	12	14	8	9	8	9	7	9	8	3
男性	6	7	9	10	10	6	10	9	6	5	6	6	7	6	7	1
女性	3	3	2	0	3	2	2	5	2	4	2	3	0	3	1	2

資料：人口動態統計

図 5 自殺者数・男女別の推移 (野々市市)



資料：人口動態統計

(2) 自殺死亡率の推移

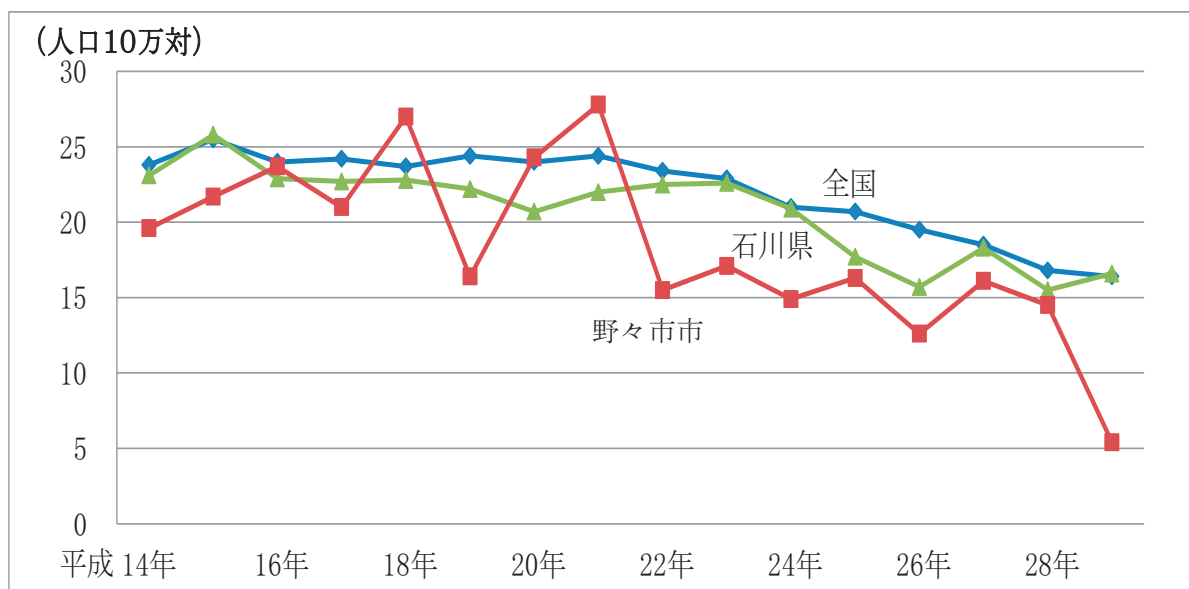
全国及び県との自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）の比較では、平成 18（2006）年や平成 21（2009）年では、全国及び県を上回る年もありましたが、平成 22（2010）年以降は全国及び県より低い値で推移しています（表 2、図 6）。

表 2 自殺死亡率（人口 10 万対）の推移（全国、石川県、野々市市）

平成	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
全国	23.8	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4
石川県	23.1	25.8	22.9	22.7	22.8	22.2	20.7	22.0	22.5	22.6	20.9	17.7	15.7	18.3	15.5	16.6
野々市市	19.6	21.7	23.7	21.0	27.0	16.4	24.3	27.8	15.5	17.1	14.9	16.3	12.6	16.1	14.5	5.4

資料：人口動態統計

図 6 自殺死亡率の推移（全国、石川県、野々市市）



資料：人口動態統計

(3) 年代別の状況

ア 年代別の割合

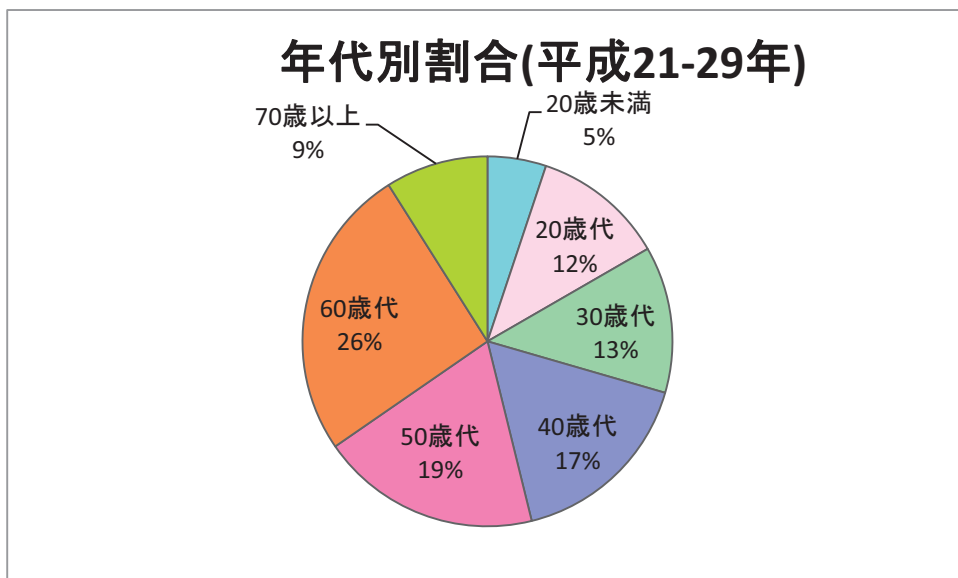
平成 21～29 (2009～2017) 年の自殺者数の年代別の割合をみると、60歳代が 25.6%で最も多く、次いで 50歳代 19.2%、40歳代 16.7%の順で多い状況です (表 3、図 7)。

表 3 年代別の割合 (平成 21～29 年計) 野々市市

年代	(%)
20歳未満	5.1
20歳代	11.5
30歳代	12.8
40歳代	16.7
50歳代	19.2
60歳代	25.6
70歳代	2.6
80歳以上	6.4

資料：警察庁統計

図 7 年代別の割合 (平成 21～29 年) 野々市市

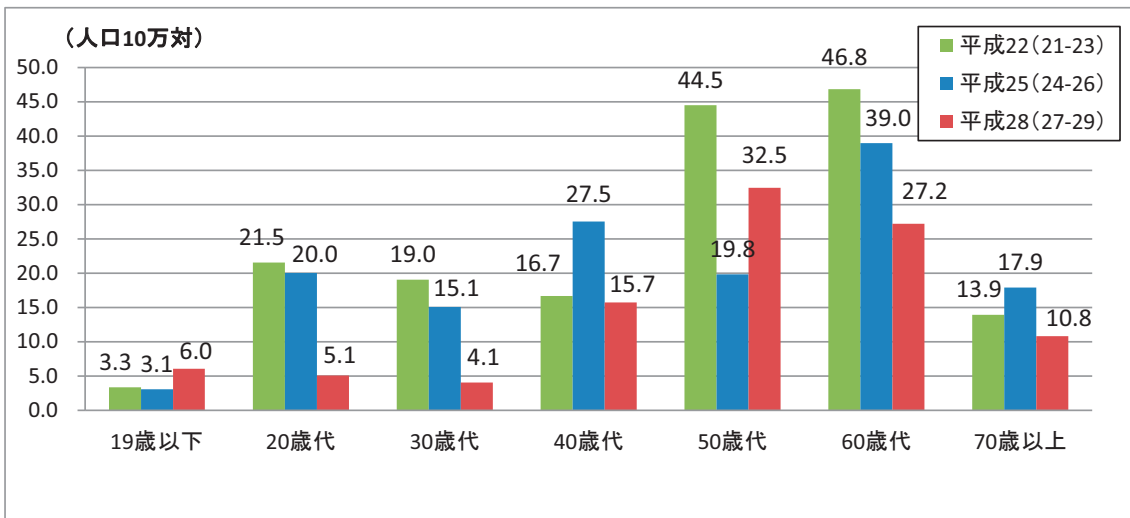


資料：警察庁統計

イ 年代別自殺死亡率の比較

年代別の自殺死亡率（3年移動平均）を平成22（2010）年（平成21～23年）と平成28（2016）年（平成27～29年）で比較してみると、多くの年代では減少傾向となっていますが、19歳以下については増加傾向にあります（図8）。

図8 年代別自殺死亡率（3年移動平均）の比較（野々市市）



資料：警察庁統計

ウ 年代別・男女別の状況

男性は60歳代24.1%、40歳代22.2%、50歳代20.4%の順で多く、女性は60歳代29.2%をピークとして一番多い状況にあります（表4）。

表4 年代別・男女別の割合（平成21～29年計）野々市市

年代	（％）	
	男性	女性
20歳未満	3.7	8.3
20歳代	11.1	12.5
30歳代	13.0	12.5
40歳代	22.2	4.2
50歳代	20.4	16.7
60歳代	24.1	29.2
70歳代	1.9	4.2
80歳以上	3.7	12.5

資料：警察庁統計

エ 60歳以上の高齢者の状況

60歳以上の状況をみると、同居の有無では同居ありの割合が男女共、高い傾向にあります。その中でも60歳代は、男女共、全国の割合よりも高い状況にあります（表5）。

同居なしの中でも、女性の80歳以上9.1%であり、全国の3.5%よりも高い状況にあります。

表5 60歳以上の高齢者の状況（平成25～29年計）

(%)

性別	年齢階級	野々市市		全国	
		同居		同居	
		あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	36.4	9.1	17.1	10.8
	70歳代	9.1	0	15.1	6.3
	80歳以上	0	0	10.4	3.6
女性	60歳代	27.3	0	9.7	3.2
	70歳代	9.1	0	9.1	3.8
	80歳以上	0	9.1	7.4	3.5
合計		100		100	

資料：地域自殺実態プロファイル（2018）

(4) 原因・動機別の状況

ア 原因・動機別の推移

平成 21～29 (2009～2017) 年の原因・動機別について、「不詳」34 人 (38.6%)を除いて、特定できたものをみると「健康問題」が 24 人 (27.3%)と全体の約 3 割を占め、次いで「家庭問題」が 11 人 (12.5%)となっています (表 6、図 9)。

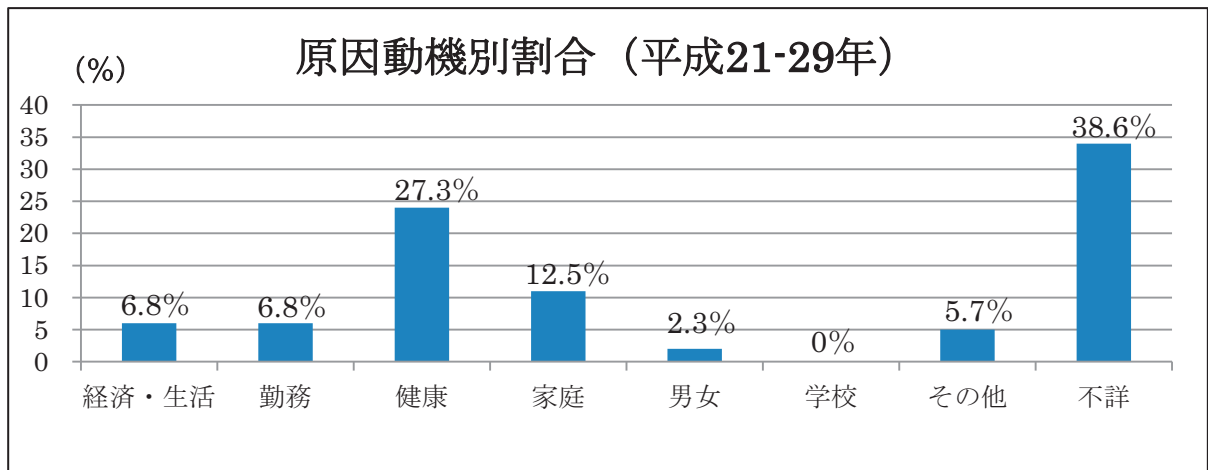
表 6 原因・動機別自殺者数の推移 (野々市市)

原因 動機 年別 (平成)	(人)								
	経済 生活 問題	勤 務 問 題	健 康 問 題	家 庭 問 題	男 女 問 題	学 校 問 題	そ の 他	不 詳	計*
21年	2	3	4	2	0	0	0	3	12*
22年	1	0	2	1	1	0	0	5	9*
23年	1	1	4	2	0	0	1	1	9*
24年	0	0	2	0	0	0	1	5	8*
25年	0	1	2	1	0	0	0	6	10*
26年	1	1	6	2	1	0	1	2	10*
27年	0	0	4	1	0	0	1	4	9*
28年	1	0	0	1	0	0	1	6	8*
29年	0	0	0	1	0	0	0	2	3*
計	6	6	24	11	2	0	5	34	78*
(%)	6.8	6.8	27.3	12.5	2.3	0	5.7	38.6	

*原因・動機は 3 つまで選択可能。「計」欄は実人数

資料：警察庁統計

図 9 自殺者の原因・動機別割合 (野々市市)

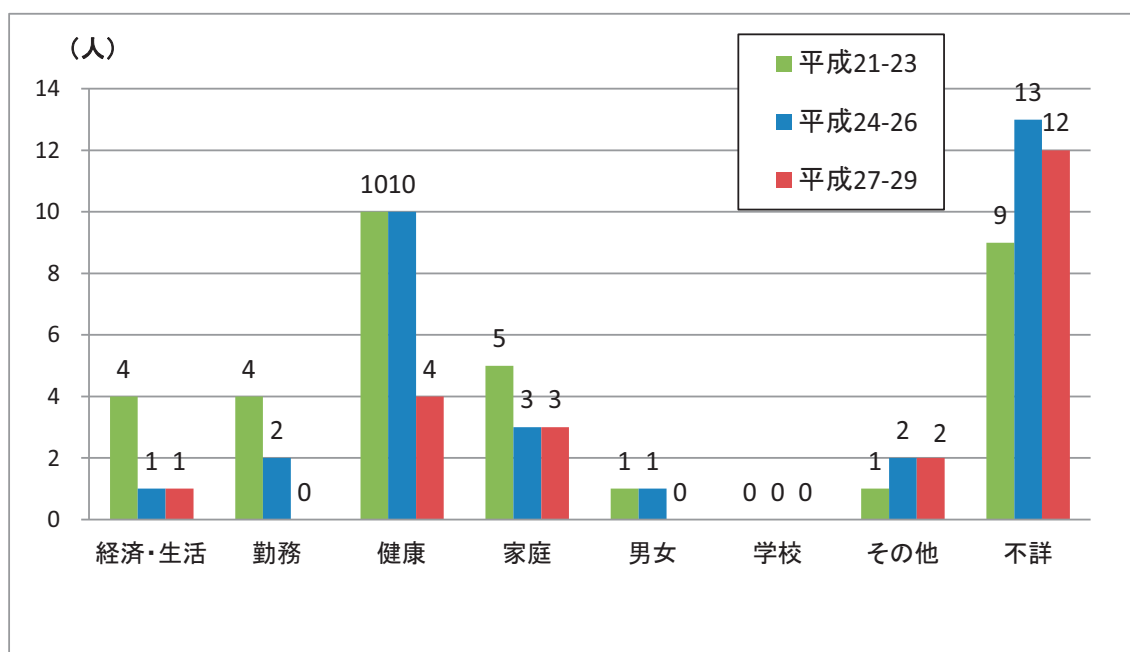


資料：警察庁統計

イ 原因・動機別の3年累計の推移

3年累計の平成21～23（2009～2011）年と平成27～29（2015～2017）年で比較してみると、全体的に減少していますが、「家庭問題」についてはあまり減少していない状況です（図10）。

図10 自殺者の原因・動機別3年累計の推移（野々市市）



資料：警察庁統計

ウ 年代別の原因・動機別の状況

石川県における年代別・動機別順位の状況を参考にすると、多くの年代において、健康問題が1位となっていますが、10歳代は学校問題であり、40歳代では経済・生活問題が上位を占めています（表7）。

表7 石川県の年代別の原因・動機別順位（石川県 平成21～28年計）

年代	第1位	第2位	第3位
10歳代	学校問題（34.1%）	健康問題（20.5%）	家庭問題（15.9%）
20歳代	健康問題（25.7%）	勤務問題（17.0%）	経済・生活問題（12.1%）
30歳代	健康問題（34.2%）	経済・生活問題（17.3%）	勤務問題（13.4%）
40歳代	経済・生活問題（29.7%）	健康問題（28.4%）	勤務問題（16.9%）
50歳代	健康問題（39.0%）	経済・生活問題（34.0%）	家庭問題 勤務問題（11.7%）
60歳代	健康問題（41.6%）	経済・生活問題（24.4%）	家庭問題（14.0%）
70歳以上	健康問題（51.2%）	家庭問題（11.6%）	経済・生活問題（5.3%）

* 「その他」及び「不詳」を除いた順位 資料：厚生労働省自殺統計原票特別集計

エ 勤務・経営関係の自殺の状況

有職者の自殺者の内訳をみると、自営業や家族従業者の13.3%と比べて、被雇用者や勤め人の86.7%の方が高い状況にあり、全国の被雇用者や勤め人の79.7%よりも高い状況にあります（表8）。

表8 有職者の内訳（平成25～29年計）

(%)

職業	野々市市	全国
自営業・家族従業者	13.3	20.3
被雇用者・勤め人	86.7	79.7

* 性・年齢・同居の有無の不詳を除く

資料：地域自殺実態プロフィール（2018）

2 現状からみた課題

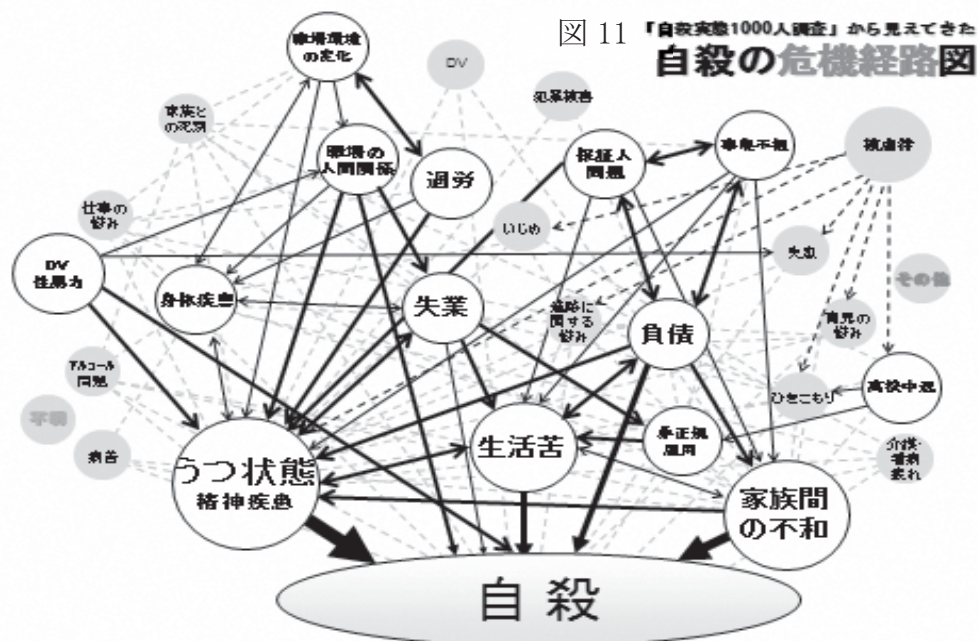
- (1) 40歳代から60歳代の中高年の自殺者数は減少傾向にありますが、依然高い水準となっています。石川県の集計によると、その年代の自殺原因・動機としては「経済・生活問題」、「健康問題」の割合が高くなっています。有職者では、被雇用者・勤め人の割合が高い状況にあります。

失業者や多重債務者等に対する相談・支援の充実の強化に加えて、近年は、過労死や過労自殺を防止するための、長時間労働の抑制や職場におけるメンタルヘルス対策の更なる推進などの働き方に関する点も課題となっています。

- (2) 原因・動機別の要因については「健康問題」、「家庭問題」の順で割合が高くなっています。3年累計の推移では「家庭問題」を原因とした自殺があまり減少していない状況にあります。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています(図11)。なおかつ、自殺要因の多くが不詳である現状から、一般的には自殺の原因となり得ないと考えがちな、生活課題についても排除することなく、社会の様々な取り組みが、広く自殺対策に寄与するとの理解が必要です。日々の生活の中での困り事が気軽に相談できるよう、地域で相談を受けることができる人材を増やしていく人材育成対策の更なる推進が課題となっています。

- (3) 10歳代の自殺者数は全体の中では少数ですが、子どもの自殺予防や子ども・若者の心の健康づくりの推進など若年層の自殺対策の更なる推進が課題となっています。



資料：自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク発行)

第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標

1 施策の目標

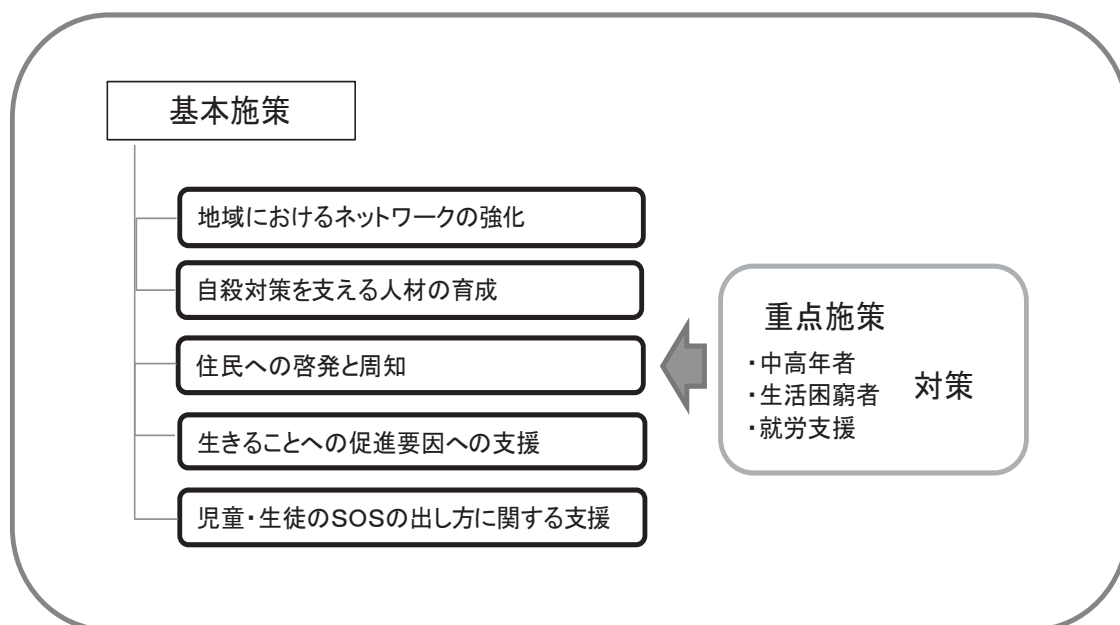
国の自殺総合対策大綱では、基本理念において、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進することが掲げられ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目標としています。

本計画においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本目標とし、体系的に施策を展開していきます。

2 施策の構成

本市の自殺対策の施策体系は、国が定めた「地域自殺対策政策」に沿って、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの施策を基本とし、その中に本市の自殺実態の地域特性に応じた最適の施策群（重点施策）である「中高年者」「生活困窮者」「就労支援」対策を取り入れた構成とします（図12）。

図12 施策の構成



3 数値目標

国の自殺総合対策大綱では平成 38(2026)年までに自殺死亡率を平成 27(2015)年比で 30%以上減少させることを目標としています。また、石川県自殺対策計画でも同様の目標としています。本市では、国及び県の目標を踏まえ、以下のとおり数値目標を設定します。

なお、目標値について、本市の人口規模から鑑みて単年の数値目標とするよりも複数年単位とした方が、より実態を反映させることができると考えられます。そのため、平成 36(2024)年から平成 38(2026)年までの平均値を最終目標とし、本計画の期間中である平成 32(2020)年から平成 34(2022)年までの平均値を中間目標として設定します(表 9)。

表 9 数値目標

	2015 年(現状)	2020 年～2022 年平均(中間目標)	2024 年～2026 年平均(最終目標)
自殺死亡率 (人口 10 万対)	16.1	13.6 以下	11.2 以下
自殺者数 [*]	9 人	7 人以下	6 人以下

*自殺者数の目標値については、自殺死亡率の目標を達成するために必要な値(参考値)として掲載
資料:人口動態統計

第4章 施策の推進方策

1 計画の推進体制と取組内容

(1) 計画の推進体制

計画の進行管理は、計画を立て (Plan)、実行し (Do)、その進捗状況を定期的に把握し評価したうえで (Check)、その後の取組みを改善する (Act) の、PDCA サイクルを推進します。

野々市市自殺対策協議会において評価指標の達成状況を毎年評価し、市で実施する主な取組みの評価の結果と合わせて、翌年度の主な取組みの内容を改善します。

また、計画期間の最終年度には計画全体の達成状況を評価し次期計画に反映します (表 10)。

表 10 推進体制

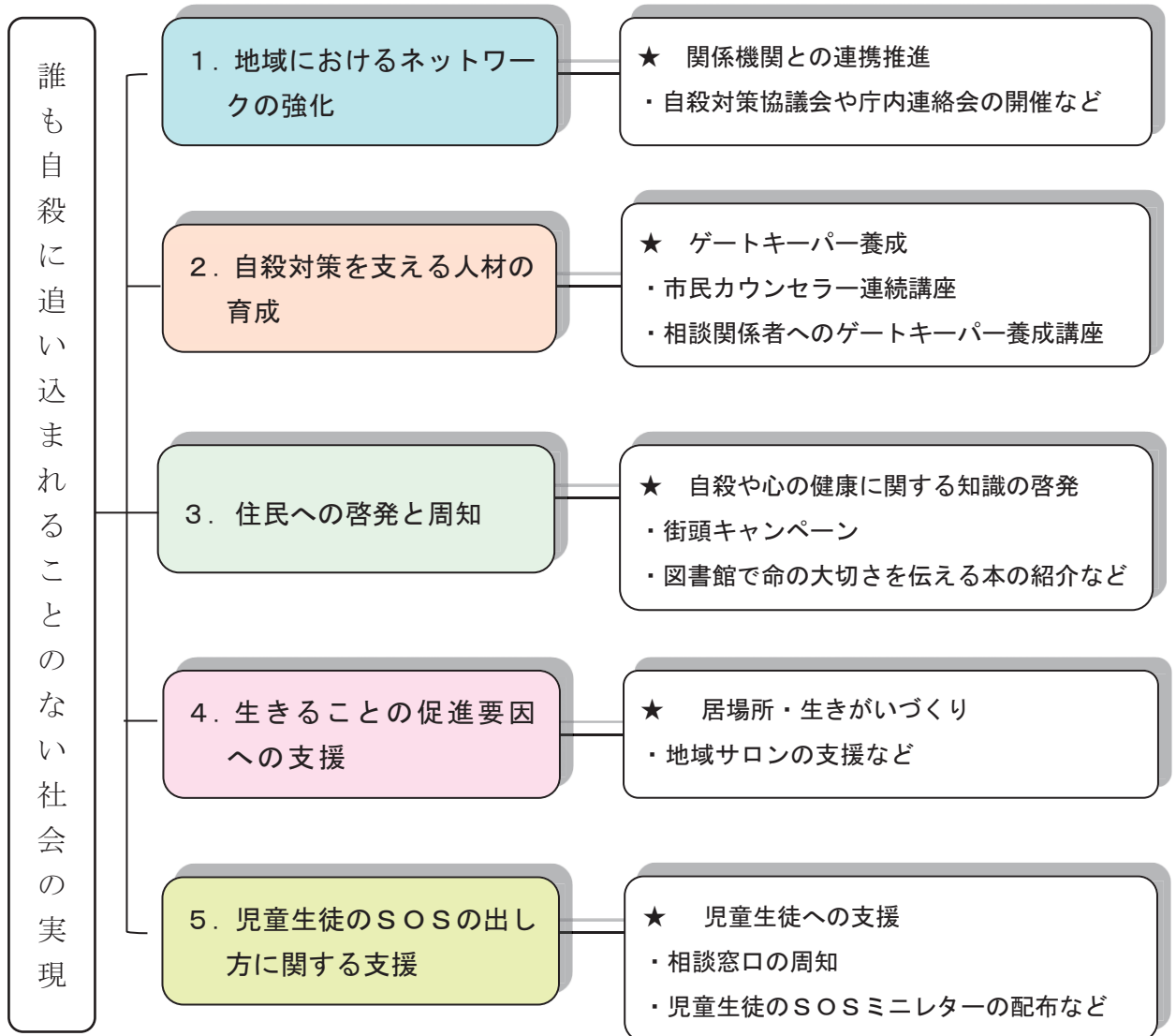
	計画の達成状況の評価	評価指標の達成状況の評価	主な取組みの評価
目的	計画全体の達成状況を評価し次期計画に反映する	評価指標の達成状況を評価し主な取組みの改善につなげる	主な取組みの内容を評価・改善する
評価主体	野々市市自殺対策協議会		市
時期	5年後 (計画の見直しに合わせて)	毎年	
評価のレベル	計画全体	評価指標	主な取組み

(2) 施策と取組内容

基本目標

基本施策

主な取組内容



基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

【基本施策 1 のねらい】

自殺対策が最大限その効果を発揮するためには、地方公共団体、地域で活動する関係団体、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要となります。

この基本施策 1 では、自殺対策における関係者との連携の仕組みを構築します。

〔主な取組み〕

◎ ネットワークの強化

ア 自殺対策協議会の開催（福祉総務課）年 1 回

保健、医療、教育、福祉、労働、警察等の関係機関で構成される協議会で自殺対策に関する情報を共有し、連携、協力して総合的な取組みを推進します。*参考：資料編「主な相談窓口」33 ページ

イ 自殺対策庁内連絡会の開催（福祉総務課）年 1 回

庁内各関係部署が集まり、本計画の課題の検討や情報共有を行い、「生きることの包括的な支援」を推進します。

また、生活の困りごとを抱える人やその家族の相談がある場合は必要に応じて、各課と連携してケース検討会を実施し、支援の方向性について検討が行われるように協力体制を構築します。

ウ 地域支え合いマップの作成支援（介護長寿課）

地域住民が地域での課題を共有及び解決するために、主に高齢者世帯や支援者等の情報を書き込む地域支え合いマップづくりを支援します。

必要に応じて、支え合いマップの情報を見守り活動を行う町内会や民生委員等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある人の発見や働きかけ等に活用することができます。*施策 4-キに重複掲載

◎ 相談体制の充実

エ 生活困窮者自立相談支援事業（福祉総務課）

生活のしづらさを感じている人や経済的に困窮している人に対して、相談を受け、就労に関する支援等、困窮から脱却するための支援を行います。

- オ 発達相談事業（発達相談センター）
発達のことを気になる人やその家族・支援者からの相談に対応します。
- カ 障害者相談員（身体、知的）の相談（福祉総務課）
市から委託された障害者相談員による生活や療育の相談を実施します。
- キ 認知症相談、認知症カフェ（介護長寿課）
市内地区地域包括支援センター（3か所）と市内グループホーム（4か所）で認知症に関する相談に対応します。
また、認知症の人の居場所確保と介護に関する情報交換をする場である認知症カフェ（2か所）では、認知症に関する悩みの相談にも対応します。
- ク 人権擁護関係の相談（市民協働課）
市民なんでも相談や女性の電話相談、弁護士無料法律相談の機会を設けます。
- ケ 消費者トラブル相談（市民協働課）
野々市市消費生活センター消費生活相談員による消費者トラブル相談を行います。
- コ 子どもの人権SOSミニレターの配布（法務局、市民協働課協力）
小・中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布することにより、身近な人に相談できない子どもの悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら対応します。*施策5-エに重複掲載
- サ 子育て支援事業利用者支援（子育て支援課）
利用者支援専門職員を配置し、子ども及びその保護者等、または妊娠している人が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

◎ ハイリスク者の発見と対応

シ 母子保健（産後うつ予防）事業（健康推進課）

産婦健康診査や赤ちゃん訪問時に産婦を対象として、産後うつ病に関する質問票を記載してもらい、ハイリスク者に対して必要に応じて関係機関につなぐ等の対応を行います。

ス 要保護児童対策事業（子育て支援課）

教職員や児童・保護者に虐待防止等の周知を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見、早期対応に努めます。

セ 虐待防止等協議会、各部会の開催

（福祉総務課、介護長寿課、子育て支援課、市民協働課）

年1回の協議会や対象別の各部会を随時開催して関係機関との連携を行い、支援体制の整備に努めます。

各種虐待の通報・相談窓口を設置しており、緊急時の対応ができるよう努めます。

ソ 災害時の健康管理及び心のケア（環境安全課、健康推進課）

災害発生時の健康管理及び心のケア対策として、保健指導、精神相談を実施するとともに、町内会、ボランティア等と連携しながら見守り活動を実施します。

タ 自殺未遂者支援（福祉総務課）

自殺未遂者の再発防止に向けて、未遂者本人や親族等に対する支援を石川県と連携して実施します。

チ 遺された人への支援（福祉総務課）

石川県と連携して、遺族等への相談支援を実施します。

目標値

評価指標	2018年度	2022年度
相談関係者の連携ができた数 (連絡会等)	1回	5回

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

【基本施策２のねらい】

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。

この基本施策２では、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、市民カウンセラー連続講座や相談関係者への研修の機会を通じて人材育成を図ります。

〔主な取組み〕

ア 市民カウンセラー連続講座の開催（福祉総務課）

市民向けに傾聴技術の基礎を学ぶ講座を金沢工業大学と連携して実施します。参加者：市民、または本市に勤務、通学している人

*市民カウンセラー：本市の市民カウンセラー連続講座を受講し、身近な人の悩みの傾聴や相談に応じることのできる人

イ 相談関係者への研修の実施（福祉総務課）

地域の支援者等にゲートキーパー養成講座の開催を企画します。

*ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることのできる人

目標値

評価指標	2018年度	2022年度
市民カウンセラー連続講座等、関係講座の修了者数（累計）	240人	500人

基本施策3 住民への啓発と周知

【基本施策3のねらい】

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

この基本施策3では、啓発グッズの配布、自殺予防週間でのイベント開催などの啓発事業を展開します。

〔主な取組み〕

ア 自殺対策キャンペーン（福祉総務課）

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、市内の街頭や市立図書館等で自殺対策のグッズやパンフレット等を配布します。また、市の窓口に自殺対策の普及コーナーを設置して取組みます。

イ 命の大切さ・生きる希望を伝える Book キャンペーン

（福祉総務課、市立図書館等）

市立図書館等で、3月の自殺対策強化月間等の機会を利用し、関連の図書を集めて貸し出すコーナーを設けて図書の利用を促進します。

*施策4-エに重複掲載

ウ DV防止の啓発活動（市民協働課）

DVやデートDVの防止のパンフレットを配布することや、いしかわパープルリボンキャンペーン期間中における、街頭での啓発活動やパープルリボンツリーの設置等の活動を行います。

エ 人権に関する街頭啓発活動、啓発映画会の実施（市民協働課）

人権意識を高めるための啓発活動として、街頭でのキャンペーンや映画会の開催を行います。

オ こころの健康教室（健康推進課）

市民のこころの健康維持のため、「こころの健康」教室を開催し、普及啓発を行います。

目標値

評価指標	2017年度	2022年度
睡眠による休養を十分に 取れていない人の割合	21.8%	20%

参考 野々市市健康増進計画（第二次）

基本施策4 生きることの促進要因への支援

【基本施策4のねらい】

自殺対策では「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことが必要となります。

この基本施策4では、自殺対策と関連のあるさまざまな分野の取組みを幅広く推進します。

〔主な取組み〕

ア ひとり親家庭等の支援事業（子育て支援課）

母子家庭・父子家庭及び寡婦の子供等の家庭状況に応じて、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うことにより、必要な環境整備や教育機会の均等、親の職業支援等、自立のための総合的な支援をします。

イ 親支援プログラム事業（子育て支援課）

育児に不安を抱え自信を持ってないでいる親に対して、仲間づくりの場を提供します。

ウ ファミリーサポートセンター事業（子育て支援課）

子育てに関する支援を受けたい人と、育児サービスに協力したい人がそれぞれに会員登録して、必要な支援が受けられるように相互援助活動の調整を行います。

エ 命の大切さ・生きる希望を伝える Book キャンペーン

（福祉総務課、市立図書館等）

市立図書館等で、3月の自殺対策強化月間等の機会を利用し、関連の図書を集めて貸し出すコーナーを設けて図書の利用を促進します。

*施策3-イに重複掲載

オ 傾聴ボランティア事業（介護長寿課）

傾聴ボランティアが高齢者の自宅を訪問し、会話を通じて安心感を与え、孤独感の軽減を図ります。対象者：ひとり暮らし高齢者等で希望する人

カ 地域サロンの支援（介護長寿課）

地域の公民館や集会所等で高齢者が体操や交流活動を行う地域サロンの

立ち上げを支援します。

キ 地域支え合いマップの作成支援（介護長寿課）

地域住民が地域での課題を共有及び解決するために、主に高齢者世帯や支援者等の情報を書き込む地域支え合いマップづくりを支援します。

必要に応じて、支え合いマップの情報を見守り活動を行う町内会や民生委員等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある人の発見や働きかけ等に活用することができます。*施策1-Uに重複掲載

ク 地域拠点の有効活用（福祉総務課、介護長寿課）

集会所等の地域資源を活用して、市民が気軽に集えるコミュニティカフェや様々なサークル活動等を行う場づくりを市社会福祉協議会と共に支援します。

*地域拠点：地域に暮らす住民が住まいの近くで集える場所（集会所や農園等）

目標値

評価指標	2017年度	2022年度
集いの場の数 (地域サロン、コミュニティカフェ等)	44か所	50か所

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する支援

【基本施策5のねらい】

命や暮らしの危機に直面したときの問題の整理や対処方法を、児童生徒の段階でライフスキルとして身につけてもらうことは重要な自殺対策となります。

この基本施策5では、学校と連携して、児童生徒が意思表示できるよう支援を行います。

〔主な取組み〕

ア 学校における自殺予防の取組み（学校教育課）

各学校におけるアンケートや面談による、悩みを抱える児童生徒の早期発見、継続的な観察、家庭への長期休業中の見守り、相談窓口の周知等、自殺予防の取組みを推進します。

イ いじめ防止対策（学校教育課）

学校におけるいじめ防止基本方針の点検・見直し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の組織的な取組みを推進します。

ウ 教育相談事業（学校教育課）

児童生徒、保護者、教職員の抱える悩みや不安を受け止め、スクールカウンセラー等による適切な助言、相談者の心のケアを行う体制を整備します。

エ 子どもの人権SOSミニレターの配布（法務局、市民協働課協力）

小・中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布することにより、身近な人に相談できない子どもの悩みごとを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら対応します。*施策1-コに重複掲載

目標値

本施策については、評価指標の設定が現状では難しいため、今後、検討していきます。

(3) 施策と目標値一覧

成果指標	評価指標	数値目標	
		現状値	目標値
自殺死亡率 30%以上減少 2015年→2026年	自殺死亡率(人口10万対)	16.1 2015年	13.6以下 2022年

No.	基本施策	評価指標	数値目標	
			現状値	目標値
1	地域におけるネットワークの強化	相談関係者の連携ができた数 (連絡会等)	1回 2018年度	5回 2022年度
2	自殺対策を支える人材の育成	市民カウンセラー連続講座等、 関係講座の修了者数(累計)	240人 2018年度	500人 2022年度
3	住民への啓発と周知	睡眠による休養を十分に 取れていない人の割合	21.8% 2017年度	20% 2022年度
4	生きることの促進要因への支援	集いの場の数 地域サロン コミュニティカフェ等	44か所 2017年度	50か所 2022年度
5	児童生徒のSOSの出し方に関する支援	要検討	—	—

目標	取組内容
ネットワークの強化	ア 自殺対策協議会(福祉総務課) イ 自殺対策庁内連絡会(福祉総務課) ウ 地域支え合いマップの作成支援(介護長寿課)*
相談体制の充実	エ 生活困窮者自立相談支援事業(福祉総務課) オ 発達相談事業(発達相談センター) カ 障害者相談員(身体、知的)の相談(福祉総務課) キ 認知症相談、認知症カフェ(介護長寿課) ク 人権擁護関係の相談(市民協働課) ケ 消費者トラブル相談(市民協働課) コ 子どもの人権SOSミニレターの配布(法務局、市民協働課協力)* サ 子育て支援事業利用者支援(子育て支援課)
ハイリスク者の 発見と対応	シ 母子保健(産後うつ予防)事業(健康推進課) ス 要保護児童対策事業(子育て支援課) セ 虐待防止等協議会(福祉総務課、介護長寿課、子育て支援課、市民協働課) ソ 災害時の健康管理及び心のケア(環境安全課、健康推進課) タ 自殺未遂者支援(福祉総務課) チ 遺された人への支援(福祉総務課)
人材育成	ア 市民カウンセラー連続講座(福祉総務課) イ 相談関係者への研修(福祉総務課)
住民への啓発と周知	ア 自殺対策キャンペーン(福祉総務課) イ 命の大切さ・生きる希望を伝えるBookキャンペーン(福祉総務課、市立図書館等)* ウ DV防止の啓発活動(市民協働課) エ 人権に関する街頭啓発活動、啓発映画会(市民協働課) オ こころの健康教室(健康推進課)
生きることの促進要因 への支援	ア ひとり親家庭等の支援事業(子育て支援課) イ 親支援プログラム事業(子育て支援課) ウ ファミリーサポートセンター事業(子育て支援課) エ 命の大切さ・生きる希望を伝えるBookキャンペーン(福祉総務課、市立図書館等)* オ 傾聴ボランティア事業(介護長寿課) カ 地域サロンの支援(介護長寿課) キ 地域支え合いマップの作成支援(介護長寿課)* ク 地域拠点の有効活用(福祉総務課、介護長寿課)
児童生徒の意思表示 の支援	ア 学校における自殺予防の取組(学校教育課) イ いじめ防止対策(学校教育課) ウ 教育相談事業(学校教育課) エ 子どもの人権SOSミニレターの配布(法務局、市民協働課協力)*

*重複掲載あり

資料編

主な相談窓口

2019.2月現在

こころの健康や病気、心の悩みに関する相談

(祝日等除く：年末年始、祝日、休日除く)

相談窓口	電話番号	受付時間
野々市市役所 福祉総務課	076-227-6063	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)
野々市市役所 健康推進課	076-248-3511	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)
野々市市社会福祉協議会 心配ごと相談	076-248-8210	木 13:00～15:00(偶数月第1木、祝日等除く)
地域活動支援センターのいち	076-248-6565	月～金 9:00～17:00 (祝日等除く)
石川県石川中央保健福祉センター	076-275-2250	月～金 8:30～17:45 (祝日等除く)
石川県こころの健康センター	076-238-5750	地域の相談機関での処遇が複雑困難と思われる人
精神保健福祉相談 電話・面接(要予約)	076-238-5750	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)
こころの相談ダイヤル	076-237-2700	月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日等除く)
精神科救急情報センター 「いしかわこころの救急ダイヤル」	076-238-3300	24時間(緊急的に精神科医療を要する場合)
家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00 (祝日等除く)
石川産業保健総合支援センター こころの相談室	076-265-3886	月～金 13:30～16:30 (祝日等除く) (木は9:00～12:00、14:00～16:00)
金沢こころの電話	一般	076-222-7556
	高齢者	076-260-7272
パパママ・ホットライン	076-214-5666	火～金 10:00～15:00 (祝日等除く)

職場環境に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
石川産業保健総合支援センター	076-265-3888	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く) 相談日予約
石川労働局総合労働相談コーナー	076-265-4432	月～金 9:30～12:00、13:00～17:00 (祝日等除く)
金沢労働基準監督署	076-292-7945	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)

多重債務、借金返済、消費者トラブルに関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
野々市市消費生活センター (野々市市役所 市民協働課内)	076-227-6054	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)
石川県消費生活支援センター	076-267-6110	月～金 9:00～17:00、土 9:00～12:30 (祝日等除く)
北陸財務局 多重債務相談窓口	076-292-7951	月～金 9:30～12:00、13:00～17:00 (祝日等除く)
金沢弁護士会(面談)	076-221-0242	月～金 9:00～17:00 (祝日等除く)
石川県司法書士会 (司法書士総合相談センター へるぶねっといしかわ)	電話相談	076-292-8133
	面接相談 (要電話予約)	076-291-7070
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374	月～金 9:00～21:00、土 9:00～17:00 (祝日等除く)
NPO法人金沢あすなろ会	076-262-3454	24時間 面談の曜日・時間は電話にて要相談

いじめに関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699	24時間
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45 (祝日等除く)
いじめ110番	0120-617-867	24時間
チャイルドライン・いしかわ	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00

女性の電話相談

相談窓口	電話番号	受付時間
女性の電話相談(野々市市役所 市民協働課)	076-227-6129	月～金 9:00～17:00 (祝日等除く)
石川県女性相談支援センター(配偶者暴力)	076-223-8655	月～金 8:30～17:15 (面接相談)
DVホットライン	076-221-8740	月～金 9:00～21:00、土日祝 9:00～17:00
パープルサポートいしかわ(性暴力被害)	076-223-8955	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)
レディース通話110番	076-225-0281	月～金 9:00～17:00 (祝日等除く)

遺族のつどい

J交流会	詳細については石川県こころの健康センター(076-238-5750)へお問い合わせください。
ひまわりの会	詳細については(090-2833-3427)へお問い合わせください。

野々市市自殺対策協議会設置要綱

制 定 平成30年野々市市告示第139号
(平成30年9月28日)

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画(以下「計画」という。)の策定及び自殺対策の円滑な推進を図るため、野々市市自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の施策評価に関すること。
- (3) 自殺対策の地域ネットワークの形成に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この要綱の施行後最初に行われる会議の招集及び委員の任期満了による改選後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

野々市市自殺対策協議会委員

(五十音順、敬称省略)

職	氏 名	所 属
委員	大 山 千 佳	野々市市富奥地区地域包括支援センター
委員	川 端 一 平	白山公共職業安定所
委員	河 畑 沙 織	石川県石川中央保健福祉センター
委員長	塩 谷 亨	金沢工業大学大学院心理科学研究科
委員	末廣 奈緒美	ときわ病院
副委員長	高 瀬 寿 彦	野々市市社会福祉協議会
委員	中 野 賢 一	野々市市役所学校教育課
委員	成 宮 寛	白山警察署生活安全課
委員	吉 岡 潤	野々市市民生委員児童委員協議会

野々市市自殺対策計画
2019年度～2023年度

平成 31（2019）年 3 月

発 行 野々市市

編 集 健康福祉部福祉総務課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目 1 番地

電話 076-227-6063／FAX076-227-6251

E-mail:fukushi@city.nonoichi.lg.jp